平成 15 年 10 月 9 日

神 奈 川 県 教 育 委 員 会 委員長 相 吉 靖 殿

神奈川県情報公開審査会 会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて(答申)

平成 12 年 7 月 13 日付けで諮問された県立高等学校転編入学試験合否判定会 議録等一部非公開の件(諮問第 107 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の県立高等学校で実施された転編入学試験における合否判定会議録及び会議資料のうち、不服申立ての対象となった情報は、次に掲げる情報を除いて公開すべきである。

- (1) 合否判定会議録のうち、不合格者が識別され得る情報
- (2)会議資料のうち、転編入生各人に関する情報を記載した表(表題等表の 枠外の記載及び表頭の項目を除く。)

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成 12 年 4 月に特定の県立高等学校(以下「本件高校」という。)で実施された転編入学試験において 2 人の生徒の合否を取り違えて通知した事件に係る合否判定会議録及び会議資料(以下「本件行政文書」という。)を神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が平成 12 年 6 月 12 日付けで一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

(2)不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、教育委員会が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号に該当するとして一部非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第5条第1号該当の点について

(ア)実施機関は、本件行政文書に記載された教員(校長、教頭、司会及び記録)の印影、各学年の受検者数等、合否判定会議録及び会議資料の一部を条例第5条第1号に該当するとして非公開としたが、条例は公務員の職及び当該職務遂行の内容に関する情報の公開を認めており、当該非公開部分は非公開情報ではない。本件処分は条例の解釈を誤っ

たものであり、条例に違反している。

(イ)実施機関は、本件高校の生徒が疑心暗鬼となり生徒間で詮索等が行われたりすること及び誤った合否通知を受けた生徒のみならずすべての生徒が、本来自分は不合格だったのではないかと思い込み、個人的に追い詰められる可能性があることを非公開の理由にしているが、このことと本件行政文書を公開することとは直接関係がない。

イ その他

- (ア)実施機関は、情報公開を受けた県民が、公開請求により得た情報を 不適正に使用するのではないかと疑って、非公開と判断すべきではな い。
- (イ)本件処分に基づく行政文書の閲覧は、原本で行うべきである。
- 3 実施機関(教育庁教育部高校教育課)の説明要旨 実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。
- (1)本件行政文書について

本件行政文書は、平成12年4月に本件高校で実施された転編入学試験において2人の生徒の合否を取り違えて通知した事件に係る合否判定会議録(以下「会議録」という。)及び会議資料である。

- (2)条例第5条第1号該当性について
 - ア 会議録に記載された教員(校長、教頭、司会及び記録)の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るとと もに教員が特定されることにより、本件高校を容易に特定できる。
 - イ 会議録及び会議資料の表題の一部については、表題に記載された内容と会議の開催時期との関係で本件高校の特徴が現れるため、本件高校を容易に特定できる。
 - ウ 会議録に記載された転編入学の学年、各学年の受検者数、合格者数、 不合格者に関する情報、合否判定基準に関する情報及び連絡事項の一部 については、人数、日付及び記載内容から本件高校の特徴が現れ、既に この事件が横浜市内の県立高校におけるものであるとの発表があったこ とから、本件高校を容易に特定できる。

- エ 会議資料のうち、志願者数、欠席者数及び受検者数等の表中の数字並びに転編受検者特記事項分布状況については、人数や特記事項の数により本件高校の特徴が現れるため、本件高校を容易に特定できる。
- オ 会議資料のうち、転編入生各人に関する情報を記載した表については、 個々の項目に記載のある欄、ない欄にかかわらず、表の項目や大きさ、 欄の数等を公開することで本件高校の特徴が現れるため、本件高校を容 易に特定できる。
- カ 以上の情報が公開された場合には、本件高校が特定されることとなるが、このことにより、本件高校の生徒が疑心暗鬼となり、生徒間で詮索等が行われたりすることで学校運営及び指導上不都合が生じるとともに、誤った合否通知を受けた生徒のみならずすべての生徒が、本来自分は不合格だったのではないかと思い込み、個人的に追い詰められることにもなりかねない。したがって、本件高校が識別され得る情報は、これを公開することにより、直ちに特定個人を識別できるとは限らないが、生徒の人権やプライバシーを著しく害すると考えられるため、条例第5条第1号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1)審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2)本件行政文書について

本件行政文書は、平成 12 年 4 月に本件高校で実施された転編入学試験において、 2 人の生徒の合否を取り違えて通知した事件に係る会議録及び会議資料である。

(3)条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護 という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観 点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。 ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア)条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報は明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

- (イ)また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。
 - a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、 心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連する ために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれ があると認められるもの
 - b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれが あると認められるもの

したがって、当審査会は、以下のことを判断するに当たって、特に 必要と認める場合に限って、この点について触れることとする。

- (ウ)本件行政文書のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。
 - a 会議録のうち、教員(校長、教頭、司会及び記録)の印影
 - b 会議録のうち、不合格者が識別され得る情報
 - c 会議資料のうち、転編入生各人に関する情報を記載した表(表題 等表の枠外の記載及び表頭の項目を除く。)
- (工)実施機関は、上記(ウ)に掲げた情報以外に、次に掲げるものは公

開することにより本件高校を特定し得る情報であり、本件高校が特定されることにより、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなり、また、これらの情報について、特定の個人を識別できないとしても、公開することにより、誤った合否通知を受けた生徒の人権やプライバシーを著しく害すると考えられる旨説明している。

- a 会議録及び会議資料の表題の一部
- b 会議録及び会議資料の日付
- c 会議録のうち、転編入生の学年、各学年の受検者数及び合格者数
- d 会議録のうち、合否判定基準に関する情報
- e 会議録のうち、連絡事項の一部
- f 会議資料のうち、転編入生の志願者数、欠席者数及び受検者数
- g 会議資料のうち、転編受検者特記事項分布状況

確かに、上記 a から g までに掲げた情報は、これを公開することにより、本件高校を特定し得るものと認められる。しかし、本件高校の平成 12 年度の転編入者数からすると、本件高校が特定されることによって、特定の個人が識別され得るとは認められない。また、当該情報の内容は、転編入に係る統計数字や期日等であり、個人の人格と密接に関連する情報とは認められず、公開することにより、実施機関が危惧するような学校運営及び指導上の不都合が生じる可能性を全く否定することはできないにしても、それによって特定個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められない。したがって、当該情報は条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

- イ 条例第5条第1号ただし書該当性について
- (ア)条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア、 イ、ウ又はエに該当するものは、公開するとされている。
- (イ)本件行政文書に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書 アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、ただ し書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又はただし書 エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情 報とは認められないので、同号ただし書ア、ウ又はエに該当しないと

判断する。

(ウ)条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

本件行政文書のうち、会議録に記載された教員(校長、教頭、司会及び記録)の印影については、本件高校における合否判定事務という本件高校の教員としての職務の遂行に関して記載されたものであり、職務の遂行に関する職員の氏名は、職員録等により公にされていることなどから、当該情報は、同号ただし書イに該当すると判断する。

(4)条例第6条第1項該当性について

- ア 条例第6条第1項は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、それらを「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」は、非公開情報に係る部分を除いて、公開をしなければならないと規定している。
- イ 本件行政文書については、当審査会が、前記(3)において非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容にかんがみると、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。

(5)その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容		
平成 12 年 7月 13 日	諮問		
8月 8日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求		
9月 8日	実施機関から非公開等理由説明書を受理		
9月26日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付		
10月16日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理		
平成 15 年 4 月 17 日 (第 21 回部会)	審議		
4月30日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取 指名委員により、実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取		
5月6日 (第22回部会)	審議		
6月 3日 (第 23 回部会)	審議		
7月15日 (第24回部会)	審議		
8月7日 (第25回部会)	審議		
9月 3日 (第 26 回部会)	審議		

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現 職	備考
金子正	史	獨協大学教授	
鈴 木 敏	、子	横浜国立大学教授	部 会 員
竹 森 裕	子	弁護士(横浜弁護士会)	
田中隆	重	弁護士(横浜弁護士会)	
玉 巻 弘	、光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準	L —	東京都立大学教授	会長職務代理者
堀 部 政	、 男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 15年 10月 9日現在)(五十音順)